

記入例



国民健康保険税減免申請書に係る収入等申告書

納税義務者（世帯主）氏名

西郷 太郎

減免の要件に該当するか判定するため、以下の設問の□にチェック☑をいれ、必要事項を記入して（設問終了）となるまで回答してください。記載漏れがあると減免を受けられません。また、各設問において「減免非該当です。」となった場合は、申請書を提出しても減免は受けられないので、提出しないでください。

① 世帯主の令和3年の合計所得金額は1,000万円以下ですか？

※ 合計所得金額とは確定申告等の総所得金額と分離課税所得金額を合計したもので、土地建物の譲渡などで特別控除の適用がある場合は特別控除適用後の額です。損益通算は税の計算と同様になりますので、他の所得と損益通算できない一時所得や株式譲渡所得などがマイナスの場合は0として計算されます。なお、免税所得は差し引かれません。

- はい → 設問②へお進みください。
 いいえ → 減免非該当です。申請できません。（設問終了）

② 世帯主の令和4年は減収見込みとなる所得以外の所得の令和3年の合計額は400万円以下ですか？

※ 令和3年の合計所得金額から減収判定対象となる事業所得、不動産所得、山林所得及び給与所得（以下「事業所得等」と略します。）のうち10分の3以上減収の見込みとなる所得金額の合計額を差し引いた額で判定します。

- はい → 設問③へお進みください。
 いいえ → 減免非該当です。申請できません。（設問終了）

③ 減収見込みの原因となる世帯主の収入減少、失業又は廃業は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものですか？

※ 新型コロナウイルス感染症の影響によるものでない離職、転職、廃業等は、今回の減免の対象とはなりません。

- はい → 設問④へお進みください。
 いいえ → 減免非該当です。申請できません。（設問終了）

④ 世帯主の減収が見込まれる状況について、該当する□にチェック☑を入れ、必要事項を記入してください。

<input type="checkbox"/> 廃業		設問⑤へお進みください。添付書類に 廃業届（税務署又は県税事務所提出）の写し が必要です。	
<input type="checkbox"/> 失業	雇用保険に加入していた	会社等の都合による離職	<input type="checkbox"/> 雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇など）や特定理由離職者（雇い止めなど）に該当する場合は、 非自発的失業者の保険税軽減 が適用となり、新型コロナウイルス感染症による減免は非該当です。 別途非自発的失業者の軽減適用申請書に雇用保険受給資格者証両面の写し を添付して提出してください。（設問終了）
		会社等の都合による離職	<input type="checkbox"/> 非自発的失業者の軽減対象とならない方（短期雇用の特例受給資格者及び65歳以上離職の高年齢受給資格者）は、設問⑤へお進みください。添付書類に 雇用保険受給資格者証両面の写し が必要です。
		自己都合による離職	<input type="checkbox"/> 給与収入のほかに減収が見込まれる事業収入等がある場合は、設問⑤へお進みください。添付書類に 雇用保険受給資格者証両面の写し が必要です。
		自己都合による離職	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響により退職せざるを得ない事情が発生した方は、 雇用保険受給資格者証両面の写し を添付し、具体的な退職理由を減免申請書の収入が減少見込みとなった理由の記載欄に記入してください。理由によっては減免にならないことがあります。設問⑤へお進みください。
	雇用保険に加入しなかった	会社等の都合による離職	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響により退職せざるを得なくなった方は、設問⑤へお進みください。添付書類として、会社等が発行する 解雇理由証明書又は退職証明書（書式任意：離職者の氏名、離職日、離職理由等の記載及び職場の代表者又は責任者の記名押印があるもの） が必要です。
		会社等の都合による離職	<input type="checkbox"/> 勤務先が倒産等により解雇理由証明書等が出ない場合は、勤務先の会社名又は店舗名及び所在地を記入してください。 勤務先名称（ ） 勤務先所在地（ ） 設問⑤へお進みください。
		自己都合による離職	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響により退職せざるを得ない事情が発生した方は、 退職証明書（書式任意：離職者の氏名、離職日、離職理由等の記載及び職場の代表者又は責任者の記名押印があるもの） を添付し、具体的な退職理由を減免申請書の収入が減少見込みとなった理由の記載欄に記入してください。理由によっては減免にならないことがあります。設問⑤へお進みください。
<input checked="" type="checkbox"/> 事業・就労継続中（休業中を含む。）	設問⑤へお進みください。		

※ 定年退職や懲戒解雇は減免対象となりません。

- ⑤ 世帯主の10分の3以上の減少が見込まれる収入の種類にチェック☑を入れてください。
10分の3以上減少する収入が2種類以上ある場合は、それら全てにチェック☑を入れてください。チェック☑を入れたら設問⑥にお進みください。

事業（営業、農業）収入 不動産収入 山林収入 給与収入

※ 上記以外の収入の減少は、減免の対象にはなりません。

- ⑥ 次の表に⑤でチェック☑を入れた減少が見込まれる収入の実績及び見込み額を記入して合計額を計算式に当てはめ、計算結果を記入してください。減少する収入が2種類以上ある場合は合計した額を記入してください。

月	減少が見込まれる収入（⑤でチェックした収入）の実績・見込み額		
		令和4年	令和3年
1	実績・見込み	1,939,950 円	1,979,550 円
2	実績・見込み	1,634,890 円	1,668,260 円
3	実績・見込み	1,721,900 円	2,532,210 円
4	実績・見込み	1,135,970 円	2,605,450 円
5	実績・見込み	767,360 円	1,760,020 円
6	実績 見込み	611,990 円	1,403,660 円
7	実績 見込み	951,610 円	2,182,600 円
8	実績 見込み	1,092,390 円	2,505,500 円
9	実績 見込み	873,250 円	2,002,870 円
10	実績 見込み	753,730 円	1,728,750 円
11	実績 見込み	948,060 円	2,174,450 円
12	実績 見込み	1,043,150 円	2,392,560 円
合計		ア 13,474,250 円	イ 24,935,880 円

※・令和4年と令和3年の収入は同じ所得区分の収入額を記入してください。

- ・給与の場合は手取り額ではなく税や社会保険料などを天引きする前の支給額を記入し、その他の収入の場合は経費や特別控除を差し引く前の売上額を記入してください。
- ・課税対象となる使用者都合による休業手当等が支給される場合は収入に加えます。
- ・非課税となる失業手当（雇用保険基本手当）、病気やけがを原因とする失業補償や休業補償の保険金等は収入に加える必要はありません。
- ・国や県から支給される持続化給付金等は収入に加える必要はありません。
- ・収入を補填するための補償金や賠償金で課税対象となるものは収入に加えます。

上記の表の合計のアとイから、令和4年の収入は令和3年と比較して何割となっているか（10分の3以上減少しているか＝ウが0.7以下となっているか）を計算します。

ア 13,474,250

÷

イ 24,935,880

=

ウ 0.6

※小数点第2位以下は切上げてください。

例：0.701→0.8

- ⑦ 設問⑥で計算した「ウ」の数字は0.7以下となっていますか？

- はい。0.7以下です。→設問⑧にお進みください。
 いいえ。0.8以上です。→減免非該当です。申請できません。（設問終了）

⑧ 世帯主の10分の3以上の減少が見込まれる事業収入等の令和3年の所得額（B）並びに世帯主及び世帯の被保険者全員の令和3年の所得金額の合計額（C）は1円以上ですか？

はい → 設問⑨へお進みください。
 ※(B)・(C)どちらも1円以上ある。

いいえ → 減免非該当です。申請できません。(設問終了)
 ※(B)・(C)のいずれか又はどちらも0円である。

※・所得額ですので給与の場合は給与所得控除後、その他の収入の場合は売上から経費等を差し引いた後の額です。マイナスの場合は0円となります。

・減免対象保険税額は次の式により算定しますので、(B)又は(C)のいずれかが0円の場合は、減免対象税額は0円となります。

◎減免対象税額 = (A) × (B) ÷ (C)

(A) : 世帯の保険税額

(B) : 世帯主の減少が見込まれる事業収入等の令和3年の所得額

(C) : 世帯主及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額

⑨ 減免申請書及びこの収入等申告書に、以下の該当する収入の□にチェック☑を入れ該当する書類を添付してご提出ください。記入もれや添付書類に不足があると減免の決定ができないことがあります。(設問終了)

区分	必要な添付書類	
	令和4年分(実績分)	令和3年分※
<input checked="" type="checkbox"/> 営業、農業、不動産、山林収入の方	<ul style="list-style-type: none"> ・収入金額がわかる帳簿等の写し ・廃業届の写し(該当者) 	確定申告書の写し
<input type="checkbox"/> 給与収入の方	<ul style="list-style-type: none"> ・給与明細の写し(給与明細が無い方は給与振込のある預金通帳の写し)※ ・設問④で該当する添付書類(該当者) 	源泉徴収票の写し又は確定申告書の写し

※・令和3年分の添付書類については、世帯主及び世帯の被保険者全員が令和4年1月1日以前から住民票が村内にあり、申告期限までに確定申告又は住民税申告をしている場合は添付を省略することができます。なお、会社等から給与支払報告書が村に提出され、又は年金局から公的年金等支払報告書が村に提出されており、それら以外に収入が無く申告の必要がない場合は申告があったものとみなされます。

・給与収入について証明する書類が何も無い場合は減免非該当となります。

・減免申請しようとする時点で、令和3年分の確定申告等がなされていない場合又は確定申告等の所得データが保険税の算定に反映されていない場合は、確定申告等のデータによる保険税の賦課後でないで減免が受けられません。

・確定申告書の記載に明らかな誤りがある場合村が認定した所得により判定することになりますが、村の認定した所得と実際の所得が異なるときは、修正申告等が必要となる場合があります。